

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

原 告

被 告 東京電力株式会社

平成25年10月28日

東京地方裁判所民事第25部甲1B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 紀藤正樹



外8名

証拠写真説明書 (6)

甲	証拠の標目 (原本と写しの別)		日 付	作 成 者	立 証 趣 旨
31 の1	「第三回原子力 改革監視委員会 資料の配布につ いて」と題する ホームページ	写 し	2013.10.25	被告	被告自身が、事故当初に おける情報公表に「事実を 誤認」「迅速に公表する」と いう姿勢が足りなかった」 「公表が遅れてしまった」 ことなどを認め、被告の 「事故直後の情報公開」に 問題があったことを認め て謝罪し、被告の公表内容 に「誤報」があり、また公 表の遅れや未公表の事実 があつたことすら自認し ていること。
31 の2	「事故当初にお ける当社の公表 ／通報内容およ び官邸・政府の 公表内容」と題 する書類	写 し	2013.3.29	同上。 但し甲31の 1に掲載され た第三回原子 力改革監視委 員会資料の添 付資料1－3 をプリントア ウトしたも の。)	ひいては被告の本件事 故直後の対応は、単なる 「誤報」、「公表の遅れ」、 「未公表」で片づけられる ものではなく、ことさら自 己のために虚偽の公表を し（被告が「誤報」と評価 しているもの）、また自己

					に不利な情報（本件事故の深刻さなど）をあえて隠して隠ぺいした（被告が「公表の遅れ」や「未公表」と評価しているもの）というほかないものであることなど。
32 の1	「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象の発生について」と題する書面	写し	2011.3.11	被告（被告のインターネット上のサイト http://tepco.co.jp 内に掲載されたプレスリリースをプリントアウトしたもの。）	本件事故時の原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象についての通報時間、通報内容等。
32 の2	「原子力災害対策特別措置法第15条1項の規定に基づく特定事象の発生について」と題する書面	同上	同上	同上	1号機及び2号機について、3月11日午後3時41分の時点以降、注水流量の確認ができなかったこと等。
32 の3	同上	同上	2011.3.12	同上	被告が、3月12日までは特定事象が発生した際、判断日時の他に、特定事象の発生日時も明らかにしていたが、それ以降（甲32の5から8、10）は、特定事象の発生日時を明らかにしないようにした（但し、3号機についての3月14日付原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象（格納容器圧力異常上昇）についてのプレスリリース（甲32の9）には「発生日時」の記載あり）こと、被告が、11日午後5時40分以降、9回にわたり、原始力災害対策特別
32 の4	同上	同上	同上	同上	
32 の5	同上	同上	2011.3.13	同上	
32 の6	同上	同上	同上	同上	
32 の7	同上	同上	同上	同上	
32 の8	同上	同上	2011.3.14	同上	
32 の9	同上	同上	同上	同上	
32 の1	同上	同上	同上	同上	

0					措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象についてプレスリリースを行ったが、そのいずれにおいても計測した具体的な数値を全く公表しなかったこと等。
33 の1	「福島第一原子力発電所のプラント状況について」と題する書面（但し「午後7時現在」）	写し	2011.3.11	同上	被告が、3月11日午後7時35分の時点で、1～3号機は全て“冷却できている”かのごときプレスリリースを行ったこと等。
33 の2	同上（但し「3月11日午後9時現在」）	同上	同上	同上	被告が、3月11日午後9時55分に、1及び3号機は“冷却”できているものの、2号機についてのみ「運転状態は不明であり、原子炉水位確認できません。」とのプレスリリース行つただけで、運転状態が不明になった時期を明らかにしなかったこと等。
33 の3	同上（但し「3月12日午前6時00分現在」）	同上	2011.3.12	同上	被告が、3月12日午前6時10分に、「発電所構内（屋外）のヨウ素の測定値が通常値より上昇しております。」との旨プレスリリースを出しただけで、通常値からどの程度上昇したのかを明らかにしなかったこと等。
33 の4	同上（但し「3月12日午前11時現在」）	同上	同上	同上	被告が、3月12日午前11時20分に「安全に万全を期すため」と称して、1号機のベントを行っている旨プレスリリースを出したこと等。
33 の5	同上（但し「3月12日午後3時現在」）	同上	同上	同上	被告が、1号機の爆発直前（3月12日午後3時20分発表）のプレスリリー

					スでさえも、「発電所構内(屋外)のヨウ素の測定値が通常値より上昇しております。」としか説明せず、具体的な上昇の数値などの状況を明らかにしなかつたこと等。
33 の6	同上（但し「3月15日午後1時現在」）	同上	2011.3.15	同上	被告が、3月15日午後1時のプレスリリースにおいて、作業員及び社員の「移動開始しました」と説明したこと等。
34	「福島第一原子力発電所1号機付近での白煙発生について」と題する書面	写し	2011.3.12	同上	1号機爆発の120分後に被告が出たプレスリリースには、「本日、午後3時36分頃、直下型の大きな揺れが発生し、1号機付近で大きな音があり白煙が発生しました。」、「プラントの状態、外部への放射能の影響については、現在調査中です」等の記載しかなかったこと等。
35 の1	「福島第一原子力発電所3号機付近での白煙発生について」と題する書面	写し	2011.3.14	同上	被告が、3月14日（時刻不明）、3号機の爆発に際し、「3号機原子炉建屋で、大きな音が発生し、白煙が発生しました。水素爆発を起こした可能性が考えられます。」という、事実（黒煙）（甲5）と異なるプレスリリースを出したこと等。
35 の2	同上（但し「第二報」）	同上	同上	同上	
35 の3	同上（但し「第三報」）	同上	同上	同上	
35 の4	同上（但し「第四報」）	同上	同上	同上	
36 の1	「官房長官記者発表」と題する書面	写し	2011.3.12午後	首相官邸（首相官邸のインターネット・サイト http://www.kantei.go.jp 内に掲載され	3月12日午後8時41分ころ、枝野官房長官が、東京電力から報告を受ける形で、“1号機の爆発は水素爆発である”、「格納容器が破損していないこ

				た記者発表を、プリントアウトしたもの。)	とが確認された、「したがって放射性物質が大量に漏れ出すものではありません」との、いずれも断定的会見を行ったこと、等。
36 の2	同上	同上	2011.3.15午前	同上	3月15日午前11時ころ、枝野官房長官が、“水素爆発”により、「同時に放射性物質もその時点から排出されていたものと思われます。」と、甲36の1と真逆の会見を行い、さらには「10時22分時点のモニタリング結果によれば、2号機と3号機の間で30mSv/h、3号機付近で400mSv/h、4号機付近で100mSv/h」が検出されていること、「従来の数値と異なりまして、身体に影響を及ぼす可能性のある数値であることは間違いないありません。」、「(2号機の)圧力部分の一部が若干の破損をしたのではないか」、午前「6時台の時点で」、「職員800名のうち、注水要員の50人を残して退避した、などの会見を行ったこと等。
37	「福島第一原子力発電所の職員の移動について」と題する書面	写し	2011.3.15	被告(被告のインターネット上のサイト http://tepco.co.jp 内に掲載されたプレスリリースを、原告がプリントアウトしたもの。)	被告が、15日午前6時14分ころの2号機異音事故時に、職員等の移動(甲36の2から50人の作業者は残す)を発表したが、そのプレスリリースの中では、移動の理由であった2号機の状態について、「2号機の原子炉圧力容器及び原子炉格納容器

					のパラメータに有意な変化は見られておりません」と記載するだけであったこと等。
38	『福島原発事故 東電テレビ会議 49時間の記録』と題する書籍	原本	2013.9.27	岩波書店(朝日新聞記者宮崎知己、同木村英昭ら「福島原発事故記録チーム」編)	2011年3月12日22時59分から同月15日0時6分までの、被告のテレビ会議映像での発言内容等。 事故当時、爆発により、首都圏まで危険が及ぶ可能性があったこと等。
39	『福島原発事故 タイムライン2011-2012』と題する書籍	原本	2013.9.27	同上(朝日新聞記者宮崎知己、同木村英昭および小林剛ら「福島原発事故記録チーム」編)	東北大震災発生から2012年末までの、本件事故の進行経過等(各種事故報告書、報道、テレビ会議録等をもとにまとめたもの)。
40 の1	戸籍謄本	原本	2013.6.19	渋谷区長桑原敏武	原告の身上。
40 の2	戸籍謄本	原本	2013.6.19	渋谷区長桑原敏武	同上。
40 の3	住民票	原本	2013.6.24	渋谷区長桑原敏武	同上。
41	『検証 福島原発事故・記者会見－東電・政府は何を隠したのか』と題する書籍	原本	2012.1.20	故日隅一雄弁護士およびジャーナリストの木野龍逸	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)について等